資料３－１

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

保育士配置要件の弾力化を図るため、国は２つの省令を改正し４月から施行するが、これらは、省令だけでなく、県又は市の条例を改正しなければ、緩和できない。

ついては、保育の質に関する事項のため、子ども・子育て会議に意見を聴くこととする。

１　国の省令改正内容

保育所並びに小規模保育事業Ａ型及び事業所内保育事業（利用定員 20 人以上のもの）を行う事業所（以下「保育所等」という。）における保育士の数について、保育士が不足している現状を鑑み、当分の間、以下の特例を設ける。

①朝夕の保育士配置の要件弾力化

保育所等の保育士最低２名の配置要件について、年齢別で定める配置基準を超えて保育士を配置している時間帯に限って、保育士のうち１名については保育士資格を有しない一定の者をもって代えることを可能とする。

②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

保育所等における必要保育士数の３分の１を超えない範囲で幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに保健師、看護師及び准看護師を保育士に代えて活用可能とする。

③研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の弾力化

保育所等においては、11 時間開所で保育士一人当たり最長８時間労働としていること等により、省令上必要となる保育士に追加して雇い入れることが必要となる保育士について、保育士資格を有しない一定の者をもって代えることを可能とする。

２　省令改正（平成 28 年 4 月 1 日改正）

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

３　県条例改正（検討中）

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

※ 保育所については、県条例の改正により緩和

４　市条例改正（検討中）

○防府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

※ 家庭的保育事業等を運営する事業所については、市条例の改正により緩和

なお、家庭的保育事業等に、小規模保育事業・事業所内保育事業が含まれる。